

令和 6 年度

町道鳥崎町 20 号線排水ポンプ改修工事

特 記 仕 様 書

北 海 道 森 町

一 般 事 項

1. 本設計図書中に明示した記載事項における疑義については、事前に監督員と打ち合わせのこと。
2. 各特記仕様については別紙のとおりである。
3. 工事の施工にあたり労働災害及び交通事故の防止に努めるものとする。

特 記 仕 様 書

工 程 ・ 用 地 関 係

- ・ 施工箇所に設置してある用地境界杭・ピン等は、引き抜きや損傷をあたえないように施工すること。測量を実施した段階で、近接・支障となる場合は、監督員に報告し、指示を受けること。これを怠ったことにより境界杭等の紛失や損害に係る補償費用、測量費用等のすべては受注者の責任によるものとする。
- ・ 現場着手前（舗装切断前）に測量が終了した段階で、監督員に報告すること。報告があり次第、建設課と監督員で用地境界杭・ピン等がないか確認するので、確認終了後に現場着手すること。
- ・ 舗装復旧前（舗装撤去終了後）に、道路管理者の路盤検査を受けるため、工程を監督員に報告し、路盤検査終了後に舗装復旧を行うこと。
- ・ 本工事区間に施工時間の制限条件があるため、別途協議する。

酸素欠乏・硫化水素等有毒ガスによる事故防止について

1. 現場体制

(1) 既設マンホール内（管路含む）で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

(2) 施工計画書に、酸素欠乏危険作業主任者届を添付すること。（第2種酸素欠乏作業主任者技能修了証の写しを添付のこと。）

2. 安全教育

(1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

(2) 受注者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

(1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

(2) マンホール、管渠などに出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用防護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録・保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

(3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

(4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. その他

受注者は、作業にあたって、施設の付近では絶対に裸火を使用しないこと。

公害対策について

1. 騒音・振動対策

- ・「低騒音・低振動型建設機械指定事項」に基づき指定されている建設機械を使用すること。
- ・本工事の施工にあたっては、騒音・振動の測定を行う場合があり、測定方法等について監督員と協議する。
- ・本工事の施工については通常の施工法によるものとするが、万一公害が生じたり、また生じる恐れがある場合は、別途協議する。
- ・本工事区間は、住宅地等が近接しているので、特に施工に際しては、騒音・振動等の公害防止策は通常より十分な配慮をすること。

2. 環境保全対策

- ・本工事に伴い、周辺地盤の変状を監視するものとし、変化が生じた場合には速やかに監督員へ報告する。
- なお、測定箇所・方法については監督員と協議する。
- ・排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械について

- ・ 排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
- ・ 施工計画書に排対か非排対かを明記することとする。
- ・ 写真撮影により確認出来るようにする。

工事支障物件について

- ・ 本工事区間内において水道管・道路縦断排水管及びN T Tケーブル等が埋設されている可能性がある。
施工に当たっては、損傷を与えないよう企業管理者への確認および立会を求めて入念に施工すること。
- ・ 現場着手前に、N T Tと確認した地下埋設物確認書を提出すること。
- ・ 支障がでた場合は、監督員と協議する。

交通管理について

- ・ 工事現場には、交通誘導員を配置し、交通事故防止、労働事故防止には万全を期すものとする。
- ・ 一般車両および歩行者の安全など円滑な交通管理を行うものとする。
- ・ 交通誘導警備員については、下記のとおり見込んでいる。

工種	配置場所	交通誘導員数	配置時間	配置日数	備考
全工種	作業場所の起終点	1人／日	作業開始から作業終了まで	3	

交通誘導員の資格について

- 1 本工事は、公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場であるため、交通誘導員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格者を配置すること。

資 格	確 認 資 料
交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級 検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級 検定合格証明書（写し）

- 2 交通誘導員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1 級又は 2 級検定合格警備員を 1 人以上とすること。
- 3 交通誘導員としての資格等を確認できる資料を施工計画書に添付すること。
- 4 「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察本部ホームページによる。

アスファルトについて

- ・ 合材の標準配合は、下記のとおりである。

合材名	再生合材混合率 (%)	摘要
再生細粒度アスコン (車道用)	50%	2.25 (t / m ³)
アスファルト安定処理 (車道用)	50%	2.30 (t / m ³)
粗粒度アスコン (車道用)	50%	2.35 (t / m ³)
密粒度アスコン (車道用)	50%	2.35 (t / m ³)
密粒度ギャップアスコン (車道用)	50%	2.35 (t / m ³)
細粒度ギャップアスコン (車道用)	50%	2.30 (t / m ³)

特定建設資材廃棄物の処理条件

分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファル・コンクリート塊）は、次のとおり再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。

また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

I アスファルト塊

（１）処分場所：函館建設管理部管内（受入可能な施設のうち積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）

II コンクリート塊

（１）処分場所：函館建設管理部管内（受入可能な施設のうち積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）

建設副産物の処理条件

当該工事の施工により発生する建設副産物の処理については、次のとおりとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設副産物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

I 建設汚泥

（１）処分場所：函館建設管理部管内（受入可能な施設のうち積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）

そ の 他

1. 主任技術者及び監理技術者の設置

- ・建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に關し建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者）を置かなければならない。
- ・発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に關し建設業法第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（監理技術者）を置かなければならない。

2. 主任技術者及び監理技術者の職務

- ・主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。
- ・工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

社 内 検 査

- 1 受注者は、工事の完成時、主要な施工の段階の区切り、さらには工事の重要な部分で工事完成後に手直し又は検査が困難となる箇所について自主的に社内検査を行い、その結果を工事監督員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、施工計画書の作成時に社内検査員、検査箇所、検査数量等について計画し、工事監督員の確認を得るものとする。
- 3 社内検査員は、当該工事の現場代理人、主任技術者以外の者で受注者があらかじめ指定した職以上にある者を原則とする。
- 4 社内検査結果は、検査状況写真を添付し、検査の都度報告するものとする。又、工事完成時の社内検査結果は完成通知書と同時に提出することとする。

提出書類確認一覧表 (参考資料)

工事名

町道鳥崎町20号線排水ポンプ改修工事

提出ランク

B

令和6年7月 現在

分類	書類名	提出時期	提出先	数量	対象工事	提出ランク			備考	確認
①	工事着手届	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A	B	C		
①	工事工程表	契約締結から14日以内	監督員経由	2	すべて	A	B	C	労働基準監督署の押印が必要	
①	現場代理人等指定通知書	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A	B	C	経歴書添付	
①	建退共関係	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A	B	C	一部	
①	共同企業体編成表	契約後速やかに	監督員経由	2	共同企業体受注時	対象工事のみ				
①	下請選定通知書	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A	B	C	注文請書のコピー添付	
①	工事カルテ (コリンズ)	契約後10日以内	監督員経由	1	500万円以上	A	B		変更・完成時にも必要	
②	施工体制台帳	都度 (成果品)	監督員	1		対象工事のみ			下請け契約を締結した場合	
②	施工計画書	現場着手前 (成果品)	監督員	1	すべて	A	B	簡易	道路使用・消防届出・NTT確認書・汚水桝確認書等含む	
②	使用材料承諾届	使用前 (成果品)	監督員	1	すべて	A	B	簡易	成績試験表を添付すれば品質管理には添付不要	
②	工事施工協議簿	指示・承諾・協議・検査・確認の都度 (成果品)	監督員	1	すべて	A	B	C	段階確認・立会願い等含む	
②	社内検査結果報告書	完成通知書と同時 (成果品)	監督員	1	すべて	A	簡易	簡易	B・Cは提示のみ	
②	安全訓練等実施報告書	成果品	監督員	1	すべて	A	簡易	簡易	B・Cは提示のみ	
②	工事旬報	都度 (成果品)	監督員	1	すべて	A	B	C	休日作業願いも添付、B・Cは週間工程表を添付	
②	出来形管理図書	成果品	監督員	1	すべて	A	B	C	出来形数量一覧表・出来形図等 (付(注)は監督員指示、CADデータはCDR提出)	
②	品質管理図書	成果品	監督員	1	すべて	A	B	簡易	現場試験・資材試験等	
②	工事写真	成果品	監督員	1	すべて	A	B	C	A・Bは電子データー (CD-ROM) も必ず提出	
②	建設副産物処理簿	成果品	監督員	1	すべて	A	B	C	Aはマニフェストの写しも添付しB・Cは提示のみ、残土処理も含む	
②	交通誘導員集計表	成果品	監督員	1	すべて	A	B	簡易	伝票は提示のみ	
②	イメージアップ実施報告書	成果品	監督員	1	イメージアップ対象工事	対象工事のみ			実施内容 (金額等) ・写真等	
①	工事完成通知書	工事完成時	監督員経由	2	すべて	A	B	C	写真も添付する	
③	再生資源利用計画書	完成後速やかに	監督員	1	100万円以上CDR提出	A	B	C	A・BはCDR提出・ペーパーは施工計画書に添付	
①	再資源化等報告書	再資源化完了後速やかに	監督員経由	1	リサイクル法対象工事	A	B		再生資源利用実施書・促進実施書を添付	

- ※1. 当工事は提出ランクBを適用します。
- ※2. リストに無いもので特に提出の必要があると判断された場合は、監督員から指示する場合があります。
- ※3. 分類 ①契約図書 ②成果品 ③その他

提出写真確認一覧表（参考資料）

工事名 町道鳥崎町20号線排水ポンプ改修工事 提出ランク B 令和6年7月 現在

区 分	工 種	撮 影 項 目	撮 影 頻 度（時 期）	提出数	提 出 ラ ン ク			備 考	確認
着手前及び完成写真	着工前	全景又は代表部分写真	着手前1回（着手前）	1	A	B	C		
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後（完成後）	1	A	B	C		
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の進捗状況	月1回（月末）	適宜	A	B	C		
		施工中の写真	工種、種類毎に1回（施工前後）	適宜	A	B	C		一部
	仮設	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所1回（施工前後）	代表箇所1	A	B	簡易		
	図面との不一致	図面と現地との不一致写真	必要に応じて（発生時）	適宜	A	B	簡易	工事施工協議簿に添付	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回（設置後）	全景1	A	B	C		
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回（設置後）						
		監視員交通整理状況	各1回（設置後）						
		安全訓練等実施状況	実施毎に1回（実施中）	適宜	A	簡易	簡易	安全訓練等実施状況報告書に添付	
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回（使用前）	適宜	A	B	C	品質証明に添付	
		検査実施要領	各品目毎に1回（検査時）	適宜	A	B	簡易		
品質管理写真		品質管理写真撮影箇所一覧表参照			A	B	簡易		
出来形管理写真		出来形管理写真撮影箇所一覧表参照			A	B	C		
その他	環境対策、イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回（設置後）	適宜	A	B	簡易		

※1. 当工事は提出ランクBを適用します。

※2. リストに無いもので特に提出の必要があると判断された場合は、監督員から指示する場合があります。